

堺市立支援学校通学児童生徒送迎業務（V）仕様書

1 送迎対象校

堺市立上神谷支援学校（堺市南区御池台4丁24番1号）

※履行期間中に、新たに新校が開校し、新校への児童生徒の転校があった場合は、送迎対象校を新校（堺市立百舌鳥支援学校宮園分校（仮称）（堺市中区宮園4-1）とすることがある。

2 履行場所

堺市内

3 履行期間

契約締結日から令和13年3月31日まで

※業務開始は令和8年4月1日とし、契約締結日から令和8年3月31日までは準備期間とする。

4 運行予定コースと運行台数

第16コース（新規コース） 1台

※コース名及びルートは変更になる場合がある。

5 乗務員数

バス1台につき、運転手1名及び添乗員2名

6 主な業務内容

- (1) 児童生徒等の送迎業務
- (2) 添乗員による介助業務
- (3) 運行ルートの試走（事前準備）
- (4) 時刻表と運行ルート図の作成（事前準備）
- (5) 契約期間満了前における新規業者への引継ぎ

※詳細については別添「仕様書（運行編）」、「仕様書（車両編）」及び「仕様書（乗務員編）」によるものとする。

7 受注の要件

本契約の受注者となる者は、次のすべての要件を満たしていかなければならない。

- ① 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する一般貸切旅客自動車運送事業又は同法第43条に規定する特定旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
- ② 使用する車両が、故障その他の理由により運行が困難になった場合、代車を手配して運行を継続することが可能であること。
- ③ 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。

8 提出書類及び報告書類

(1) 業務開始前までに提出する書類

受注者は、業務の履行開始前までに以下の書類を発注者に提出するものとする。また、内容に変更が生じる場合は事前に報告し、変更後に書面で変更内容を届け出るものとする。

① 業務責任者届

② 一般貸切旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可証の写し

③ 業務実施計画書及び関係書類

・運行管理体制（運行管理者・整備管理者・業務責任者・研修担当者等の記載）

・緊急時の連絡体制（指揮命令・報告連絡の流れがわかる相関図）

・添乗員及び運転手の名簿

・運転手の免許の写し

・使用車両の車検証の写し

・自動車損害賠償責任保険（強制保険）の証書の写し

・自動車損害賠償保険（任意保険）の証書の写し

④ バス車内置き去り防止安全装置を設置していることを証明するもの

（機種及び動作内容がわかる取扱説明書の写しを含む）

⑤ 実走報告書（時刻表・ルート地図・実走路距離計測・停留所位置の画像等）

(2) 業務開始後に提出する書類

① 業務完了届

受注者は、毎月の業務完了後、速やかに業務完了届を作成し受注者に提出すること。

② 運行表

受注者は、毎月の業務開始前に学校と調整の上運行日を決定し、毎月の業務完了後、発注者が作成する運行表に業務完了確認印を校長から押印してもらい、請求の際に発注者に提出すること。

③ 研修実施報告書

受注者は、業務従事者に年1回以上研修を実施し、受注者が作成する報告書により、研修実施の都度提出すること。

9 守秘義務

(1) 受注者及び業務従事者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(2) 受注者及び業務従事者は、業務上知り得た情報を、許可なく他の目的に使用及び譲渡してはならない。

(3) 上記(1)及び(2)については、契約期間の満了後や契約を解除された場合も同様とする。

10 発注者との協議

(1) 感染症等により、長期間の休業があった場合の業務履行については、発注者と受注者の協議により対応を決定する。

(2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

編成すること。編成後は、速やかに発注者に書面で報告すること。

- ② 受注者は、学校から運行コース・乗降場所・ダイヤについて変更の要請があった場合は、当該学校と協議の上、再編成を行うこと。

(2) 臨時運行等

- ① 受注者は、臨時の運行コース及びダイヤの編成について学校から事前に要請があった場合は、当該学校と協議の上、編成を行うこと。
- ② 入学式の日は、学校と打ち合わせの上、臨時の運行コース及びダイヤを編成し、必要に応じて保護者の同乗も可とすること。

(3) 学校との連絡・協議

- ① 乗務員の報告により、コース途上の道路状況、乗降場所、ダイヤについて不具合があると思われる場合は、学校と協議すること。
- ② 児童生徒の転出入や住所の異動等により、当初の運行計画を変更せざるを得なくなつた場合は、学校と協議すること。
- ③ 学校の要請により、一部の児童生徒について、乗車させる車両を変更せざるを得ない状況が生じた場合は、当該学校と協議の上、受入態勢を整えること。
- ④ 運行計画に変更があった場合は、速やかに発注者に書面で報告すること。
- ⑤ 原則、定められた運行コースを通ること。経路から外れる場合は、学校の許可を得ること。
- ⑥ 必要に応じて、送迎バスを学校に乗り入れるに当たっての順番や時間等について、学校と調整すること。
- ⑦ その他、必要に応じて、学校及び発注者と報告・連絡・相談を行うこと。

4 業務の引継ぎ

- (1) 新規受注者は、前事業者から確実に引き継ぎを受け、事前に準備を行うこと。
なお、業務開始前の事前準備に係る費用については、受注者負担とする。
- (2) 受注者は、契約期間満了の月までに、次期受注事業者が円滑かつ支障なく、送迎バスの業務を遂行できるよう、確実に引き継ぎを行うこと。

5 特記事項

停留所及び運行ルートについては、年度ごとに見直すこととする。

6 運行コース（令和7年度の例（一部、令和8年度新規運行予定のコースを含む））

(1) 堺市立上神谷支援学校

契約名	コース名		学校から最も遠方の停留所のおおむねの場所及び当該停留所から学校までの所要時間・片道距離
A契約	1	鳳	ファミリーマート堺鳳西町2丁店付近 約1時間5分・約15.4km
B契約	3	堀上	八田寺町蜂田神社前 約1時間5分・約16.4km

C契約	5	深井	野尻町加古里池公園付近 約1時間・約20.1km
D契約	6	初芝	ウエルシア堺菩提店付近 約1時間15分・約19.3km
E契約	2	草部	西区役所北東側付近 約1時間10分・約13.6km
	4	八田	宮園町3丁八田荘団地西側付近 約1時間5分・約13.9km
F契約	7	福泉	福泉中央小学校前 約50分・約12.1km
	8	光明池	城山台こども園前 約1時間・約13.4km
G契約	9	若松台	竹城台4丁竹城台センター付近 約1時間・約17.1km
	10	泉ヶ丘	田園北口バス停 約1時間・約13km
H契約	11	北野田	ファミリーマート狭山山本東店 約55分・約13.8km
	12	福田	西友堺福田店前 約1時間・約13.9km
I契約	13	登美丘	大阪府営美原南余部住宅東側 約1時間15分・約20km
J契約	14	美原	スーパービバホーム美原南インター店東側 約1時間5分・約17.7km
	15	さつき野	サンプラザさつき野店付近 約1時間15分・約15.5km
V契約	16	(新規)	未定 (令和8年度新規運行予定)
平均			約1時間5分・約15.6km

(2) 堺市立百舌鳥支援学校

契約名	コース名		学校から最も遠方の停留所のおおむねの場所 及び当該停留所から学校までの所要時間・片道距離
K契約	1	三宝	月洲神社前 約55分・約9.6km
	2	宿院	七道駅前 約1時間・約10.9km
L契約	3	堺東	浅香山町3丁交差点付近 約1時間・約11.2km

M-①契約 (※1)	4	三国ヶ丘	ベルマージュ堺付近 約1時間・約9.6km
M-②契約	5	浅香山	常磐町1丁ベルガモット公園東側付近 約1時間5分・約11.5km
N契約	6	石津	石津神社前 約55分・約11km
O契約	7	浜寺	石津川駅下り交差点付近 約45分・約8.2km
	8	津久野	セブンイレブン堺平岡町店前 約55分・約8.9km
E契約 (※2)	9	大仙	なか卯堺もず店裏 約1時間・約13.1km
P契約	10	百舌鳥	大和ハウス工業堺支店前 約45分・約5.7km
Q契約	11	金岡	金岡南小学校西側付近 約1時間10分・約12.4km
R契約	12	五箇荘	新金岡町3丁2番とら公園 約1時間・約10.6km
	13	北花田	北花田町4丁阿弥陀寺付近 約55分・約11.5km
U契約	14	(新規)	未定 (令和8年度新規運行予定)
平均			約1時間・約10.3km

※1 令和8年度からはT契約

※2 令和8年度からはS契約

(3) 新校（堺市立百舌鳥支援学校宮園分校（仮称））

契約名	コース名		学校から最も遠方の停留所のおおむねの場所 及び当該停留所から学校までの所要時間・片道距離
W契約	1	(新規) (※)	未定 (令和8年度新規運行予定)
	2	(新規) (※)	未定 (令和8年度新規運行予定)

※北区の一部（金岡北中・八下中・金岡南中・五箇荘中・大泉中学校区）、東区、美原区

仕様書（車両編）

1 車両

固定座席定員 22名以上、かつ運転席・補助席を含む乗車定員 27名以上のマイクロバス。

2 任意保険の加入義務

自賠責保険以外に、下記内容の任意保険に加入すること。

	対人	対物	搭乗者
損害賠償額	無制限	無制限	1事故 3億円以上

3 車内装備

- (1) 全席にシートベルトを装備すること。また、必要があれば、ジュニアシートやチャイルドシート、腰ベルト、股ベルト、胸ベルト等を装備すること。
- (2) 冷暖房装置を設置すること。
- (3) 換気システム又は換気扇を装備すること。
- (4) 車窓は破損時の事故に備え飛散防止策を講じること（飛散防止フィルムを貼る場合は遮熱効果があるものとし、外から車内が見えるようにすること。）。
- (5) 後方の安全確認のため、バックモニターを装備すること。
- (6) 車内マイクを装備すること。
- (7) オーディオ関係装備について、CD及びラジオを装備すること。
- (8) ドライブレコーダーを装備し、記録すること。
- (9) 座面は、ビニールレザー張り（失禁対策用）にすること。

4 バス車内置き去り防止安全装置

- (1) 国土交通省策定の「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものとし、こども家庭庁公開のリストに掲載された装置を装備すること。
- (2) 上記装置を装備した後は速やかに、取扱説明書の写しを当該学校及び発注者に提出し、必要に応じて説明を行うこと。

5 常備品

- (1) ティッシュ、ウェットティッシュ等を装備すること。
- (2) 救急箱（簡単な外傷に対応できるものとして、三角巾、滅菌ガーゼ、応急絆創膏、包帯、消毒綿、はさみ、ビニール手袋、マスク、ビニール袋。）を装備すること。
- (3) 上記常備品については、受注者負担とする。

6 車外装備

車体各部に以下の表示を掲出すること。

掲出する場所	掲出物
車体前部・車体後部	学校名・コース名・スクールバスマーク
乗降口	コース名

仕様書（乗務員編）

1 業務の目的

堺市立支援学校の児童生徒が、安全かつ確実に登下校できるよう運転及び介助業務を行う。

2 乗務員の人数

バス1台につき、運転手1名、添乗員2名を乗務させること。

3 乗務員の資格等

- (1) 運転者は関係法令に規定する資格を有する正規職員とする。
- (2) 添乗員は、ヘルパー資格や障害者の介助・介護経験のある者が望ましい。
- (3) 受注者は、業務開始1週間前までに、乗務員名簿を発注者に提出すること。なお、乗務員に変更があった場合は、速やかに再提出すること。乗務員の氏名は乗車口付近に掲示し、保護者が送り迎えの時に確認できるようにすること。

4 乗務員に求められること

- (1) 常に、明朗・親切であることを心掛け、児童生徒に接すること。
- (2) 障害児に対する理解を深め、各児童生徒の特性を理解し、それぞれの性質に合った対応を行うこと。
- (3) 児童生徒との信頼関係を築き、行動の予測や要望の理解ができるように、愛情を持って接すこと。
- (4) 体調不良を訴えることが困難であったり、不得手であったりする者もいるため、普段の様子と変わらないか様子を細かく観察すること。
- (5) 児童生徒の中には、情緒が不安定な者もいることから、その行動には常に気を配ること。
- (6) 添乗員と運転手は、互いに連携し、安全な運行に努めること。

5 業務内容

(1) 運転業務

- ① 運行前点検を確実に行うこと。
- ② 障害のある児童生徒が利用することを配慮して、安全かつ安心できる運転を行うこと。
- ③ 停留所に停車する際は、完全に車両を停車させ、周囲の安全を確認してから、扉を開けること。
- ④ 児童生徒の乗降時は、添乗員が安全を確認し発車の合図を出してから発進すること。
- ⑤ 運行後点検を確実に行うこと。

(2) 乗降の補助

- ① 乗車時は、保護者又は学校職員から引き受けた児童生徒を安全かつ円滑に乗車できるよう介助し、所定の座席に着席させて添乗員が安全を確認すること。
- ② 降車時は、乗降口付近の安全を確認し、児童生徒を円滑に送迎バスから降車させて、保護者又は学校職員に引き渡すこと。
- ③ 乗降の際は、児童生徒の名前の確認を行い、乗車名簿に乗降を記録する等、乗せ忘れ・

降ろし忘れないように措置を講じること。なお、欠席その他都合により、送迎バスの利用を取りやめる児童生徒を確実に把握しておくこと。

- ④ 児童生徒の手荷物について忘れ物がないか車内を確認し、送迎者に確実に引き渡すこと。

(3) 車内介助

- ① 児童生徒の体調の変化に目を配り、異常があれば速やかに学校に連絡して指示を仰ぎ、対処すること。
- ② 児童生徒による他傷行為、失禁、嘔吐及び汚れ等の児童生徒が不快に思われる状態を除去すること。
- ③ 車内の快適な温度と湿度の保持及び換気に努め、空調装置等を調整するなど適切な管理を行うこと。
- ④ 必要に応じて身辺面での適切な対応を行うこと。

(4) 衛生管理

- ① 車内の整理整頓を心掛けると共に、日常的に車内清掃を実施し常に車内を清潔に保つこと。
- ② 児童生徒の失禁・嘔吐等により車内が汚れた場合は、速やかに清掃を実施すること。
- ③ 感染流行時には、乗務員のマスク着用や車内の消毒、児童生徒乗車時の健康観察等を適切に行うこと。

(5) 児童生徒の安全管理

- ① 乗車中の児童生徒の行動を把握し、安全運行に支障がないよう対応すること。
- ② 走行中に児童生徒がシートベルトを解除しないよう目を配り、解除した場合は、添乗員が速やかに装着すること。
- ③ 多動・情緒不安定・こども間のトラブル等の個々の状況について、充分に学校と調整を行い、事故の発生防止に努めること。

(6) その他

- ① 乗務員は、運行コース及びダイヤの変更について、原則として保護者との直接交渉は行わないこと。
- ② 乗務員は、コース途上の道路状況、乗降場所、ダイヤについて不具合があると思われる場合は、学校へ報告すること。
- ③ 人権尊重と安全安心の確保の観点から、児童・生徒への対応に問題が確認された場合には、乗務員または運転手の交代に対応できること。
- ④ 添乗員は、必要に応じて、送迎バス運行中の状況について保護者及び学校に説明を行うこと。

6 業務研修の実施等

(1) 乗務員の研修

- ① 障害児に対する理解を深め、介助の方法や緊急時の措置について適切な対応が行えるよう、研修を行うこと。
- ② 基本人権について正しい認識を持って当該業務を遂行できるように、人権啓発に係る研修を行うこと。

- ③ 新たに本業務に従事する者があるときは、随時同様の研修を行うこと。
- ④ 研修は、1年に1回以上行い、業務に従事する者の質の向上に努めること。
- ⑤ 研修実施後は、研修内容を発注者及び当該学校に書面で報告すること。

(2) 学校・保護者との打ち合わせ

- ① 受注者は、児童生徒の状態を把握するため、各年度の業務開始前に児童生徒への対応について当該学校と打ち合わせを行うこと。
- ② 受注者は、当該学校の指定する日に、バス内での児童生徒の様子を保護者に説明等を行う場を1日設け、乗務員を参加させること。

7 災害・事故・緊急時の対応と報告

- (1) 道路交通法72条に基づき、車両等の交通による人の死傷又は物の損壊があったときは、当該車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。
- (2) 運転者は、事故の際、負傷者の救護を第一優先とし、警察及び消防へ通報すること。また、受注者は発注者に書面で報告すること。受注者に過失がない事故の場合も同様とする。
- (3) 添乗員は、交通事故・交通渋滞・車内での事故・急病等の緊急事態の場合は、ただちに当該学校、発注者及び関係機関に連絡するとともに、必要に応じて適切と思われる措置（保護者連絡含む。）を講じること。
- (4) 受注者は、使用する車両が、故障その他の理由により運行が困難になった場合、代車を手配して運行を継続すること。
- (5) 受注者は、発注者よりドライブレコーダーのデータやその他必要書類を求められた場合は、速やかに提出すること。

8 保護者の出迎えがない場合

下校時に保護者の出迎えが必要な児童・生徒に出迎えがない場合は、乗降場所または可能な限り近辺で待機し、保護者を待つこと。ただし、時間に余裕のない場合、または停車余地のない場合は、最終地点まで同行の上、その旨を当該学校に連絡し、事後の措置について協議し対応すること。

9 苦情等への対応

保護者や運行中に外部からの苦情等があった場合は、当該学校へ報告し、対応について協議すること。

暴力団等の排除について

1 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、発注者は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には発注者の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は発注者の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、発注者へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに発注者に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに発注者に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 発注者は、受注者が発注者に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかつたときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 発注者は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。